

小児慢性特定疾病の医療受給者証から、「保険者名称」「記号・番号」、および「適用区分」の記載が、令和8年3月1日発行分より廃止されます。

そのため、所得区分の確認については、オンライン資格確認等システムの活用をお願いします。

なお、既認定者分の受給者証については記載が残る形となりますが、時点修正は行わないため、最新の資格情報はオンライン資格確認等システムなど患者さんが提示された内容でご確認ください。

◎患者さんがマイナ保険証を利用できる場合

患者さんがマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから資格情報の取得・取り込みができ、限度額適用区分情報を含めて確認できます。

◎患者さんが資格確認書を持参された場合

患者さんが提示した資格確認書を確認し、資格確認端末等でオンライン資格確認等システムに、保険者番号を入力することにより、資格情報の取得・取り込みができます。
この場合、限度額適用区分情報の提供については、毎回窓口職員等が口頭等で患者さんから同意を取得する必要があります。

◎患者さんが限度額適用認定証等を持参された場合

限度額適用認定証等に記載された所得区分を確認します。

所得区分が確認できない場合

オンライン資格確認未導入の医療機関、資格確認書を提示した患者が限度額適用区分情報の提供に不同意の場合や、患者からの限度額適用認定証等の提示がない場合等、所得区分が確認できない場合は、以下の取り扱いをお願いします。

	適用区分	特記事項への記載
70歳未満の者	適用区分ウ	不要